

国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が更新されます

8月1日(月)に国民健康保険被保険者証と高齢受給者証(70歳以上の方)が更新されます。有効期限は、令和5年7月31日(月)までとなります。

被保険者証は世帯主宛に1人1枚送付されます。発送は7月下旬を予定していますが、月末になっても届かない場合は、住民課にお問合せください。

また、下記の場合は、必ず14日以内に届出をお願いします。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	・他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	・被扶養者でなくなった証明書
国保をやめるときの	他の市町村に転出するとき	・被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	・国保と職場の健康保険の両方の被保険者証(後者が未交付の場合加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
その他	町内で住所が変わったとき	・被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	・被保険者証 ・在学証明書 ・他市町村住民票

問住民課 ☎(57)4136

令和4年度は後期高齢者医療被保険者証が2回更新されます

令和4年10月1日(土)から施行される窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は、被保険者全員を対象に、新しい保険証が7月と9月の2回更新されます。

7月にお送りする保険証は、有効期限が8月1日(月)から9月30日(金)までで、色は黄色です。

9月にお送りする保険証は、有効期限が10月1日(土)から来年7月31日(月)までで、色は藤色です。

現在お使いの保険証の有効期限は7月31日(日)までですので、8月1日(月)以降に野木町役場住民課まで返却していただきますようお願いいたします。

【限度額適用認定証等について】

所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡ(※)に該当する方は、『限度額適用認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額に抑えられます。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額に抑えられ入院時の食事代も減額されます。該当する方は、町住民課窓口で申請してください。

過去に『限度額適用認定証』の交付を受けたことがあり、令和4年度の所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡに該当する方、また、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けたことがあり、令和4年度の所得区分が低所得区分に該当する方については、7月に送付する保険証に認定証を同封します。

※現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

※現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)

問住民課 ☎(57)4136

